

平成27年  
1月から

# 70歳未満の方の高額療養費制度の 自己負担限度額が見直されます

高額療養費制度は、所得区分に応じて自己負担額に上限が定められています。今回の改正では、負担能力に応じた負担となるよう低所得者に配慮しつつ、限度額をよりきめ細やかに設定することになりました。

## ●70歳未満の方の自己負担限度額

現行(～平成26年12月)

給料月額区分	月単位の上限
上位所得者 (特別職：53万円以上 一般職：42.4万円以上)	150,000円+(医療費－ 500,000円)×1% (4回目～83,400円)
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+(医療費－ 267,000円)×1% (4回目～44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (4回目～24,600円)

改正後(平成27年1月～)

給料月額区分	月単位の上限
特別職：83万円以上 一般職：66.4万円以上	252,600円+(医療費－ 842,000円)×1% (4回目～140,100円)
特別職：53万円以上83万円未満 一般職：42.4万円以上66.4万円未満	167,400円+(医療費－ 558,000円)×1% (4回目～93,000円)
特別職：28万円以上53万円未満 一般職：22.4万円以上42.4万円未満	80,100円+(医療費－ 267,000円)×1% (4回目～44,400円)
特別職：28万円未満 一般職：22.4万円未満	57,600円 (4回目～44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (4回目～24,600円)

※〈4回目〉は多数該当場合の額。

※70歳以上の方については、据え置きとなります。

※現在発行している限度額適用認定証は、有効期限が平成26年12月31日となっていますが、証の申請時にそれ以降の期間も申請  
いただいている方は、新しい証を自動的に発行いたします。